



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施 (統 計 課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○道路の区域変更(2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地 の変更の承認 (会計管理課)	2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い 手対策課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体異動の届出	4
○資金管理団体指定の取消しの届出	4

告 示

高知県告示第448号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
事業者防災対策アンケート調査

2 調査の目的
南海トラフ地震対策行動計画において、平成27年度末に従業員数50名以上の事業者の事業継続計画（BCP）の策定率を50パーセント以上とする目標を掲げており、この調査により、現在の事業者の防災対策及び事業継続計画（BCP）の策定についての状況を把握し、今後の事業者防災を推進する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
(1) 地域

県内全域

(2) 単位
事業所

(3) 属性
従業員数50名以上の全ての事業者及び従業員数30名以上49名以下の一部の事業者（公的な事業者を除く。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 事業者の概要
(ア) 事業所の名称
(イ) 業種
(ウ) 従業員数
イ 南海トラフ地震を対象とする事業継続計画（BCP）の策定状況
ウ 南海トラフ地震への防災・事業継続に関する項目
(ア) 被災時の人的対応体制
(イ) 緊急連絡網の整備状況
(ウ) 建物、設備等への地震対策の状況
(エ) 被災時の優先業務の選定
(オ) 備蓄の有無
(2) その基準となる期日
平成27年7月1日

5 報告を求める者
(1) 数
1,000事業所
(2) 選定方法
信用調査社の名簿を用いて、従業員数50名以上の事業者については全ての事業所を、従業員数30名以上49名以下の事業者については業種ごとの割合が事業者全体の業種ごとの割合と同一になるように有意抽出し、従業員数50名以上の事業者の事業所及び従業員数30名以上49名以下の事業者の事業所の合計が1,000事業所となるよう、支社、支店等の拠点ごとに事業所を選定する。

6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
(2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間
平成27年8月1日から同月30日まで

高知県告示第449号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
(1) 届出者の名称
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
(2) 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 大津店
高知市大津乙1063番地ほか
(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年2月29日
(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,088平方メートル
(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
76台
イ 駐輪場の収容台数
55台
ウ 荷さばき施設の面積
80.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
14.9立方メートル
(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日
平成27年6月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第450号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
2 路線名 321号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字大川フチ1562番1から幡多郡大月町弘見字ヤフハナ1366番1まで	前	12.2	221
		25.1	
幡多郡大月町弘見字大川フチ1562番1から幡多郡大月町弘見字ヤフハナ1366番1地先まで	後	12.2	219
		28.5	

高知県告示第451号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成27年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 中村宿毛
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村廣野字影平山826番3から幡多郡三原村亀ノ川字中造1162番まで	前	3.5	804
		33.6	
幡多郡三原村亀ノ川字森ノ山1002番1から幡多郡三原村亀ノ川字竹畑184番3まで	後	3.5	312
		15.5	
幡多郡三原村廣野字影平山826番3から幡多郡三原村亀ノ川字中造1162番まで	B	8.2	780
		46.5	

高知県告示第452号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成27年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
2 路線名 321号
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町弘見字大川フチ1562番1から幡多郡大月町弘見字ヤフハナ1366番1地先まで	219	平成27年7月28日

高知県告示第453号
高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市堺町2-24
株式会社高知銀行
代表取締役 森下 勝彦

2 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 高知市一宮中町一丁目21-10
株式会社高知銀行一宮支店
(変更後) 高知市一宮中町一丁目8-7
株式会社高知銀行一宮支店

3 変更承認年月日
平成27年6月18日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。
なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。
平成27年7月28日
高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要
(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市岡豊町定林寺347番地
森本 陽
(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香南市野市町下井字ムノ丸968番、969番及び970番

2 申請年月日
平成27年7月8日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年7月28日（火）から同年8月11日（火）まで（日曜

日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

- 5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「届出」を「届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請」に改める。

第11条第13号中「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第9項の規定による構造改革特別区域計画に係る内閣総理大臣の認定(同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)」を「法第77条第1項第4号の規定による許可」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年7月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡崎匡介後援会	下村 武彦	岡崎 雅代	宿毛市平田町戸内4689	平27・6・23

高知県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成27年7月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	公明党幡多総支部	仲田 強	異動なし	土佐清水市グリーンハイツ29-14	平27・6・1
異動後		野々下 昌文		宿毛市野地39	
異動前	自由民主党南国市支部	溝渕 健夫	異動なし	南国市大桶乙1528	平27・6・1
異動後		坂本 孝幸		南国市大桶甲1253-1	
異動前	自由民主党香南市吉川支部	中元 源一	異動なし	香南市吉川町古川1568	平27・6・22
異動後		山本 孝志		香南市吉川町古川1299-1	

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	尾崎敏明後援会	森本 長利	異動なし	異動なし	平27・6・3

異動後	尾崎としあき後援会	尾崎 敏明			
異動前	高知県木材産業政治連盟	北岡 浩	異動なし	異動なし	平27・6・3
異動後		小川 康夫			
異動前	横山文人後援会	異動なし	異動なし	吾川郡いの町1658-3	平27・6・8
異動後				吾川郡いの町新町10-1	
異動前	高知ビルメンテナンス政治連盟	藪内 卓矢	川本 漁生	異動なし	平27・6・9
異動後		川本 漁生	山崎 真人		
異動前	中平とみひろ後援会	濱田 幸三	異動なし	宿毛市宇須々木1564	平27・6・9
異動後		沢田 雄一		宿毛市港南台二丁目1-25	
異動前	藤崎憲裕後援会	異動なし	隅田 たか子	異動なし	平27・6・11
異動後			藤崎 憲裕		
異動前	大野たつや後援会	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町甲1092番地	平27・6・12
異動後				高岡郡佐川町甲1090番地	

異動前	野村栄一後援会	異動なし	異動なし	高知市介良乙3139	平27・6・26
異動後				高知市介良乙3137番地5	
異動前	岡崎くに子後援会	異動なし	山中 誠	高知市愛宕山39-7	平27・6・29
異動後			浜田 小夜子	高知市加賀野井二丁目6-3	

高知県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成27年7月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知市支部連合会	高知市升形2-15	東川 正弘	解散	平27・6・8

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
高橋まさし後援会	高知市十津四丁目12-9	高橋 正志	解散	平27・6・1
新政経懇話会	須崎市緑町4-54	山本 有二	解散	平27・6・8

高知政考会	高知市東雲町8番8号	宮崎 悠輔	解散	平27・6・15
宮崎悠輔後援会	高知市東雲町8番8号	宮崎 佳子	解散	平27・6・15
前田勝亀後援会	安芸郡奈半利町乙1714-5	坂本 重治	解散	平27・6・18
氏原義幸後援会	高岡郡佐川町永野562	野瀬 良行	解散	平27・6・26

高知県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成27年7月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	岡崎 邦子	異動なし	岡崎くに子後援会	高知市愛宕山39-7	平27・6・29
異動後				高知市加賀野井二丁目6-3	

高知県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年7月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
高橋 正	高知市	高橋ま	高知市	高橋 正	平27・6・

志	議会議員	さし後援会	十津四丁目12-9	志	1
宮崎 悠輔	高知市議会議員	高知政考会	高知市東雲町8番8号	宮崎 悠輔	平27・6・15